

掛川市高齢者虐待防止マニュアル

掛川市長寿推進課

(令和4年4月改訂)

掛川市高齢者虐待防止マニュアル

作成の目的

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が、平成18年4月1日から施行されました。この法律では、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあることから、高齢者虐待の防止等に関する国や地方公共団体、及び国民の責務を定めました。そして、高齢者虐待の防止や養護者への支援を促進することで、高齢者の権利や利益を守ることを目指しています。この法律に基づいて、虐待を受けている高齢者を保護し、養護者に対して適切な支援を行うこと、高齢者に関わる関係者が共通理解を深めて早期発見や虐待防止に役立てることを目的に、「掛川市高齢者虐待防止マニュアル」を作成します。

マニュアルを利用する対象

高齢者虐待に対応する支援者とします。

作成：平成19年 3月 掛川市高齢者支援課
改訂：平成22年 2月 掛川市高齢者支援課
改訂：平成23年 9月 掛川市高齢者支援課
改定：平成24年 8月 掛川市高齢者支援課
改定：平成27年10月 掛川市高齢者支援課
改訂：令和 4年 4月 掛川市長寿推進課

目次

第1章 高齢者虐待とは

- 1. 1 高齢者虐待の定義
- 1. 2 関係機関の責務と役割

第2章 養護者による高齢者虐待への対応

- 2. 1 高齢者虐待の発見
- 2. 2 相談窓口での対応
- 2. 3 緊急性の判断
- 2. 4 相談内容の確認
- 3. 5 対応策の検討と決定
- 2. 6 具体的な支援策
- 2. 7 成年後見制度と日常生活自立援助事業

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

- 3. 1 養介護施設従事者等による高齢者虐待とは
- 3. 2 養介護施設従事者等による虐待を発見した者の義務
- 3. 3 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応
- 3. 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表
- 3. 5 養介護施設設置者等の義務
- 3. 6 養介護施設従事者等の義務

第4章 高齢者虐待を未然に防ぐために

- 4. 1 高齢者虐待の実態
- 4. 2 高齢者虐待の発生要因
- 4. 3 高齢者虐待のサインと発見の手がかり
- 4. 4 高齢者虐待防止に向けた基本的な視点
- 4. 5 虐待のない地域づくり
- 4. 6 認知症を理解する

関係法令

高齢者虐待に関する相談窓口一覧

第1章 高齢者虐待とは

1. 1 高齢者虐待の定義

高齢期になって介護や療養が必要になっても、可能な限り長く住み慣れた地域で生活を続けたいと多くの人々が希望しています。わが国では、高齢者が必要な保健・医療・福祉のサービスを受け尊厳ある生活ができるよう、平成12年に介護保険法が施行され、利用が普及しました。これにより家庭や施設での生活・療養環境の改善や介護する家族の負担軽減が図られてきましたが、一方で、人間関係や生活上の問題から、高齢者に対する虐待も顕在化しています。

このような状況を受けて、高齢者虐待に対応する法律の制定が必要であるとの認識が高まり、平成17年11月1日、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」または「法」という。）が成立し、平成18年4月1日から施行されました。この法律によって、以下のように高齢者虐待の定義が明文化されました。

- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいいます（法第2条）。
- 「養護者」とは、高齢者を現に養護する者をいいます（法第2条2項）。
- 「養介護施設従事者等」とは、次の養介護施設や養介護事業に従事する者をいいます（法第2条5項）。

養介護施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域包括支援センター
養介護事業	老人居宅生活支援事業、居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

- 「高齢者虐待」とは、「養護者による高齢者虐待」および「養介護施設従事者等による虐待」をいいます（法第2条3項）。
- 「高齢者虐待」とは、養護者や養介護施設従事者等による次のいずれかに該当する行為をいいます（法第2条4項および5項）。
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 養護者又は高齢者の親族が高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

■ 高齢者虐待の具体例は次のようになります。

	虐待の種類	行為の具体例
イ	身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけどや打撲を負わせる ・ ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする 等
ロ	介護・世話の放棄・放任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴をさせないために異臭がする、髪が伸び放題、皮膚が汚れている ・ 水分や食事を十分に与えないため、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ・ 室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ・ 高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない 等
ハ	心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・ 侮辱をこめて、子どものように扱う ・ 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する 等
ニ	性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・ キス、性器への接触、セックスを強要する 等
ホ	経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない ・ 本人の自宅等を本人に無断で売却する ・ 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する 等

(財団法人医療経済研究機構、平成15年11月実施「家庭内における高齢者虐待に関する調査」より)

■ 一般に虐待は被虐待者側の定義であり、行為が意図的であるか否かを問わず、被虐待者にとって有害な行為であれば虐待といえます。

1. 2 関係機関の責務と役割

高齢者虐待防止法では、国および地方公共団体、国民、高齢者の福祉に業務上関係のある団体および職務上関係のある者（以下「高齢者の福祉に職務上関係のある者等」という）の責務について、次のとおり規定しています（法第3条、第4条、第5条）。

■ 国および地方公共団体の責務

- ・ 関係機関および民間団体等との連携強化、民間団体の支援その他必要な体制整備に努める。
- ・ 高齢者虐待に携わる専門的人材の確保および研修等による当該職員の資質向上に努める。
- ・ 高齢者虐待に係る通報義務、救済制度等の広報・啓発活動を行う。

■ 国民の責務

- ・ 高齢者虐待防止、養護者に対する支援等の重要性を理解する。
- ・ 国および地方公共団体が講ずる高齢者虐待防止ならびに養護者支援のための施策協力を努める。

■ 高齢者の福祉に業務上関係のある者等の責務

- ・ 高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努める。
- ・ 国および地方公共団体が講ずる高齢者虐待防止ならびに養護者支援のための施策協力を努める。

■ 各関係機関等の具体的な役割

	関係機関等	具体的な役割
国	厚生労働省等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁等との連携協力体制の整備 ・ 専門職員の確保および資質向上のための措置 ・ 通報義務等の広報・啓発活動 ・ 調査、研究 ・ 成年後見制度の周知、利用促進
地方公共団体	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関および民間団体等との連携協力体制の整備 ・ 専門職員の確保および資質向上のための措置 ・ 通報義務等の広報・啓発活動 ・ 市町村間の連絡調整、情報提供、助言 ・ 成年後見制度の周知、利用促進 ・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況や措置等に関する公表 ・ 養介護施設（事業所）の指導、監督

地方公共団体	警察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村立入調査時の援助 ・ 市町村窓口等への相談・通報、連携体制への協力
	市、地域包括支援センター（委託）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報義務等の広報・啓発活動 ・ 通報・届出受理窓口の設置および周知 ・ 関係機関および民間団体等との連携協力体制の整備 ・ 高齢者虐待担当部局および高齢者虐待対応協力者の周知 ・ 相談、指導、助言 ・ 対象高齢者の安全確認、通報・届出事項の事実確認 ・ 高齢者虐待対応協力者との対応に係る協議 ・ 高齢者の保護 ・ 養護者への支援（負担軽減のための相談、指導、助言等） ・ 専門職員の確保および資質向上のための措置 ・ 成年後見制度の周知、利用促進 ・ 財産上の不正取引に係る相談
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象高齢者宅への立入調査および警察への援助要請 ・ 市長による成年後見制度審判の請求 ・ 居室の確保 ・ 入所措置した高齢者と虐待者との面会の制限 ・ 要介護施設（事業所）の指導、監督
国民	高齢者、養護者、家族、親族、近隣住民、自治会、老人クラブ、消費者団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待防止、養護者支援等の重要性の理解 ・ 地域での支援体制の確立（見守り、声掛け等） ・ 市町村窓口等への相談・通報、連絡体制への協力 ・ 行政が行う啓発活動や施策への協力
高齢者の福祉に職務上関係のある者等	民生児童委員、人権擁護委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待発見の努力、発見時の支援（見守り、声掛け、相談、助言等） ・ 市町村窓口等への相談・通報、連携体制への協力 ・ 行政が行う啓発活動や施策への協力
	養介護施設従事者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待発見の努力、発見時の支援（観察、見守り、声掛け、相談、助言、介護保険サービス等の提供等） ・ 市町村窓口等への相談・通報、連携体制への協力 ・ 行政が行う啓発活動や施策への協力

高齢者の福祉に職務上関係のある者等	養介護施設設置者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待発見の努力、発見時の支援（観察、見守り、声掛け、相談、助言、介護保険サービス等への提供等） ・ 高齢者虐待防止のための措置（研修の実施、苦情処理体制の整備等） ・ 入所措置された高齢者と虐待者との面会の制限 ・ 市町村窓口等への相談・通報、連携体制への協力
	医師、看護師等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待発見の努力、発見時の支援（観察、健康状態の確認、診断、医療の提供、助言等） ・ 市町村窓口等への相談・通報、連携体制への協力 ・ 行政が行う啓発活動や施策への協力
	弁護士、司法書士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待発見の努力、発見時の支援（法的対応・手続き等の相談、指導、助言等） ・ 市町村窓口等への相談・通報、連携体制への協力 ・ 行政が行う啓発活動や施策への協力

第2章 養護者による高齢者虐待への対応

2. 1 高齢者虐待の発見

高齢者虐待は身近に起こりうる問題であるとの認識に立ち、高齢者を取り巻く人々が虐待に気づき、深刻な状態になる前に相談や支援につなげることが大切です。虐待をしている養護者が虐待と自覚していない場合や虐待を受けている高齢者が養護者をかばって知られないようにすることもあります。一般的に社会や地域から孤立している家庭は、虐待の発見が遅れる可能性があります。保健・医療・福祉などの関係者で、職務上、高齢者虐待を発見しやすい立場にある者は、早期発見に努めなければなりません（法第5条）。

（4. 3 高齢者虐待のサインと発見の手がかり 参照）

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、その高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、速やかに、これを市町村に通報しなければなりません。また、重大な危険が生じているか定かでないが虐待を受けていると思われる高齢者を発見した場合にも、速やかに通報に努めなければなりません。

高齢者虐待の通報は、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定から除外されます。（法第7条）

養護者から虐待を受けた高齢者からの相談・届出も窓口で受け付けます。

虐待かどうか判断に迷う場合などは、一人で抱え込まず、必ず専門機関に相談しましょう。相談者の秘密は守られ、相談内容が他に漏らされることはありません。

掛川市の高齢者虐待通報（相談）窓口は、掛川市役所長寿推進課予防支援係又は市内5箇所地域包括支援センターです。

（「高齢者虐待に関する相談窓口一覧」 参照）

2. 2 相談窓口での対応

相談・通報・届出を受けた担当者は、相談者の声に耳を傾け、状況をできるだけ詳細に聞き取ります。相談に際しては、相談者の立場を理解することが大切です。相談者が、虐待を受けていると思われる高齢者自身やその養護者自身である場合には、審判的な態度や尋問のような質問はさけて、相談者の気持ちを汲みながら、事実の理解を深めるように対応しましょう。

相談を受けた職員等は、業務上知り得た事項であって相談者を特定させるものなどを決してもらしてはなりません（法第8条、第17条）。

相談や通報の受理時に、最低限確認すべき情報は次のような内容です。

■ 虐待の状況

- ① 虐待の具体的な状況
- ② 緊急性の有無、その理由

■ 高齢者本人、虐待者と家族の状況

- ① 高齢者本人の氏名、居所、連絡先
- ② 高齢者本人の心身の状況、意思表示能力、要介護状態
- ③ 虐待者と高齢者の関係、虐待者の心身の状況、他の家族の状況
- ④ 家族関係

■ 介護サービスなどの利用状況、関係者の有無

- ① 介護サービスの利用状況
- ② 家族にかかわりのある関係者の有無

■ 相談・通報者の情報

- ① 氏名、連絡先、高齢者・養護者との関係

把握した情報は、高齢者虐待相談（通報・届出）受付票に記録します。

2. 3 緊急性の判断

高齢者虐待に関する通報では、緊急な対応が求められる事態も考えられます。そのため相談を受けた職員は、担当部局の管理職に相談の上、直ちに緊急性の判断を行うためのコアメンバーによる緊急性の判断（コア会議）を行います。地域包括支援センター職員が受理した場合には、地域包括支援センターにおいて緊急性の判断を行うとともに、掛川市の担当部局に速やかに連絡し、緊急性の判断（コア会議）を行います。緊急性の判断に際しては、過去の通報や支援内容などに関する情報を確認します。相談・通報・届出内容から虐待が明確に判断できない場合には、高齢者の安全を確認するための調査を行います。速やかに家庭訪問などを行い、高齢者の安全確認、事実確認をします（法第9条）。

緊急性の判断は、相談・通報を受け付けた職員だけで行わず、必ず複数の職員で行うことが重要です。また、訪問も原則として複数の職員で行い、客観的に判断します。相談や通報の内容から高齢者本人への医療が必要と考えられる場合には、医療職が立ち会うとよいでしょう。

■ 立入調査

相談内容に基づく緊急性の判断において、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には、市の職員が、その高齢者の住所又は居所への立入調査を行うことができます（法第11条）。その際安全を確保するために、必要に応じて適切に、高齢者の住所又は居所の

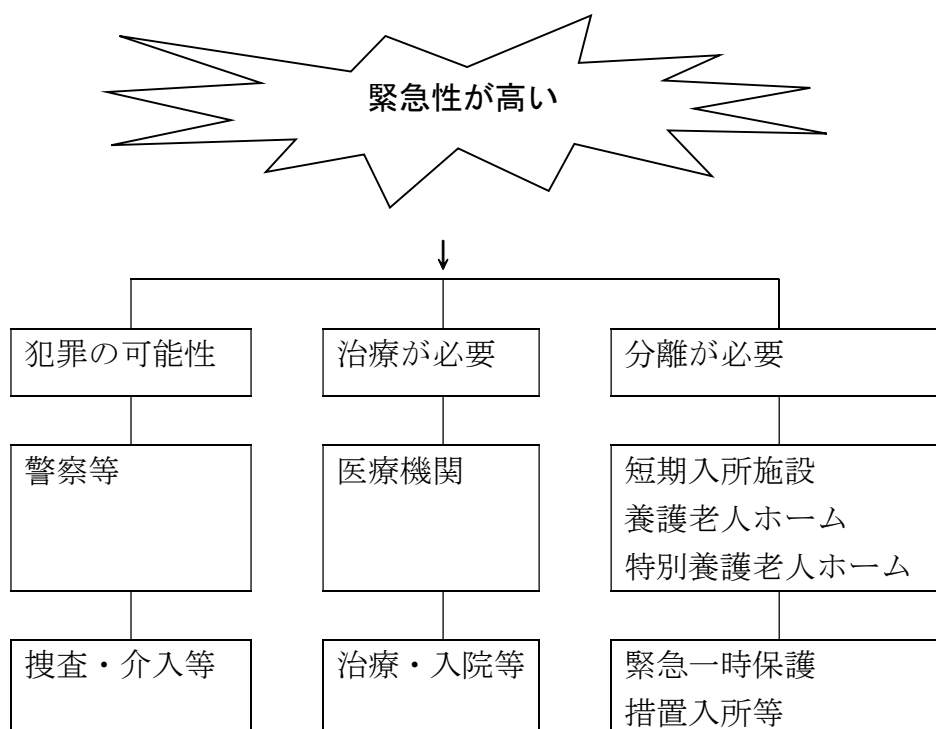
所在地を管轄する警察署長に援助を求めます（法第12条）。

高齢者や養護者の状態が、以下に示すような場合には、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている、又はそのおそれがあると判断されます。

判断の対象	具体的な例
高齢者の状態	暴力による骨折・外傷歴、著しい外傷、脱水状態、栄養不良、衰弱、戸外放置、自殺の可能性、保護救済を強く求めている等
養護者の状態	粗暴な言動、興奮すると見境がなくなる 等

■ 緊急時の対応

確認時において、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている、又はそのおそれがあるときは、直ちに治療の必要性を確認し、適切な処置を講じるとともに、高齢者と養護者を分離させる必要があります。養護者以外に協力できる親族などがいる場合には、治療や分離に協力してもらいます。いない場合には、市が高齢者を一時的に保護するため、**掛川市老人福祉法に基づく措置実施要綱**に基づいて、老人短期入所施設等への入所手続きを行います。いずれにしても高齢者の安全の確認、保護を優先します。養護者から事情を聴くとともに、入院や入所の措置に関して説明をします。高齢者の安全を確保した上で、関係者の会議を開き、その後の支援・対応策を検討します。



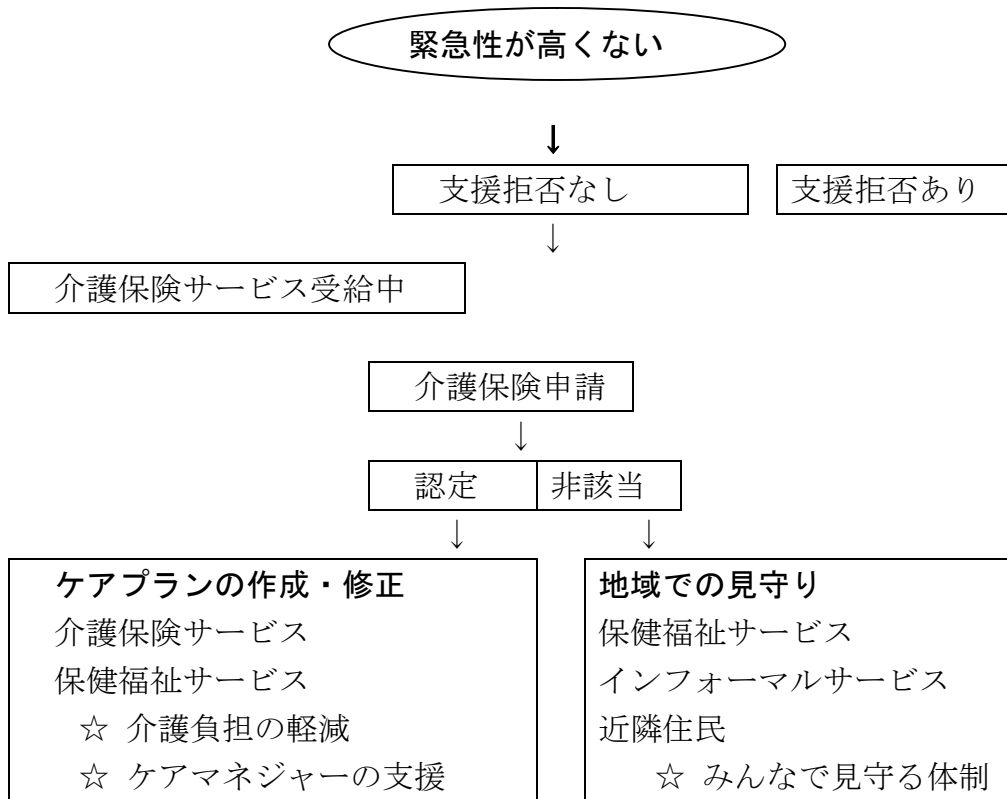
■ 老人福祉法に基づく市町村長による「やむを得ない事由による措置」

保護・分離のひとつとして、老人福祉法に基づく市町村長による「やむを得ない事由による措置」があります。特に、サービス利用契約を結ぶ能力に欠ける認知症高齢者である場合や、要介護認定を待つ時間的猶予がない場合などについて、高齢者を虐待から保護し権利擁護を図るためには、適切に「やむを得ない事由による措置」の適用を行う必要があります。

高齢者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれのあると認められる場合には、高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、適切に老人福祉法第10条の4（居宅サービスの措置）、第11条第1項（養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護委託）の措置を講じることが規定されています（第9条）。

■ 緊急性がないと判断した場合

緊急性がないと判断できる場合や情報が不足している場合には、その後の調査方針と担当者を決め、継続的な支援を検討します。



2. 4 相談内容の確認

高齢者虐待への対応は、虐待を受けている高齢者の安全を確保するとともに、養護者・家族を支援するために行うものです。高齢者が認知症を患っていたり、養護者が精神的にストレスを抱えて不安定になっていることも考えられます。高齢者虐待へ適切に対応するためには、多角的に情報を収集し、事実を見極めることが重要です。また、虐待は非常にデリケートな問題です。虐待をしたという事実も、受けたという事実も、できれば他人に知られたくないものです。虐待が発生した家族を継続的に支援していくためには、近隣住民や地域の協力は欠かせませんが、差別や偏見につながるおそれも少なからずありますので、相談内容の確認に際しては、プライバシーに十分な配慮が必要です。

民生委員、介護サービス事業者、医療機関などの関連機関から情報を収集する際には、秘密の保持、詳細な情報を入手すること等の理由により、訪問面接を原則とします。訪問して情報収集する際には、調査項目の漏れを防ぎ、客観性を高めるために、複数職員による同行訪問を原則とします。高齢者虐待に関する個人情報は、個人情報保護法の第三者提供の制限（同法第23条）の例外

規定に該当すると解釈できる旨を説明します。ただし、相手機関にも守秘義務規定がありますので、それを保障することが必要です。情報を収集した際には、その情報を養護者にどこまで伝達するか、その範囲を確認しておかなければなりません。

以下に、把握・確認すべき項目の例を示します。

- 虐待の種類や程度
- 虐待の事実と経過
- 高齢者の安全確認と身体・精神・生活環境の把握
- 高齢者本人の意思確認
- 高齢者と養護者の関係の把握
- ① 法的関係・・・戸籍謄本による法的関係、住民票による居所、同居家族の把握
- ② 人間関係・・・高齢者・養護者・家族等の人間関係を全体的に把握
- 養護者や家族・同居人に関する情報の把握
- ① 年齢、職業、性格、行動パターン
- ② 生活歴、転居歴、虐待とのかかわりなど

事実確認時のポイント

できるだけ訪問する

- ・ 健康相談の訪問など、理由をつけて介入を試みる。
- ・ 虐待者に虐待を疑っていることがわからないように対応する。
- ・ 一方的に虐待者を悪と決め付けず、先入観を持たないで対応する。
- ・ 本人と虐待者は別々に対応する。
- ・ 介護負担軽減を図るプランを作成する。
- ・ プライバシーの保護について説明する。

収集した情報に基づいて確認を行う

- ・ 介護者の介護負担をねぎらい、問題を一緒に解決することを伝えながら情報収集に努める。
- ・ 関係者から広く情報を収集する。

解決すべきことは何かを本人や虐待者の状況から判断する

- ・ 緊急分離か見守りか。
- ・ 一時分離かサービス提供や家族支援か。
- ・ 病院か施設か。
- ・ 自分の価値観で判断しない

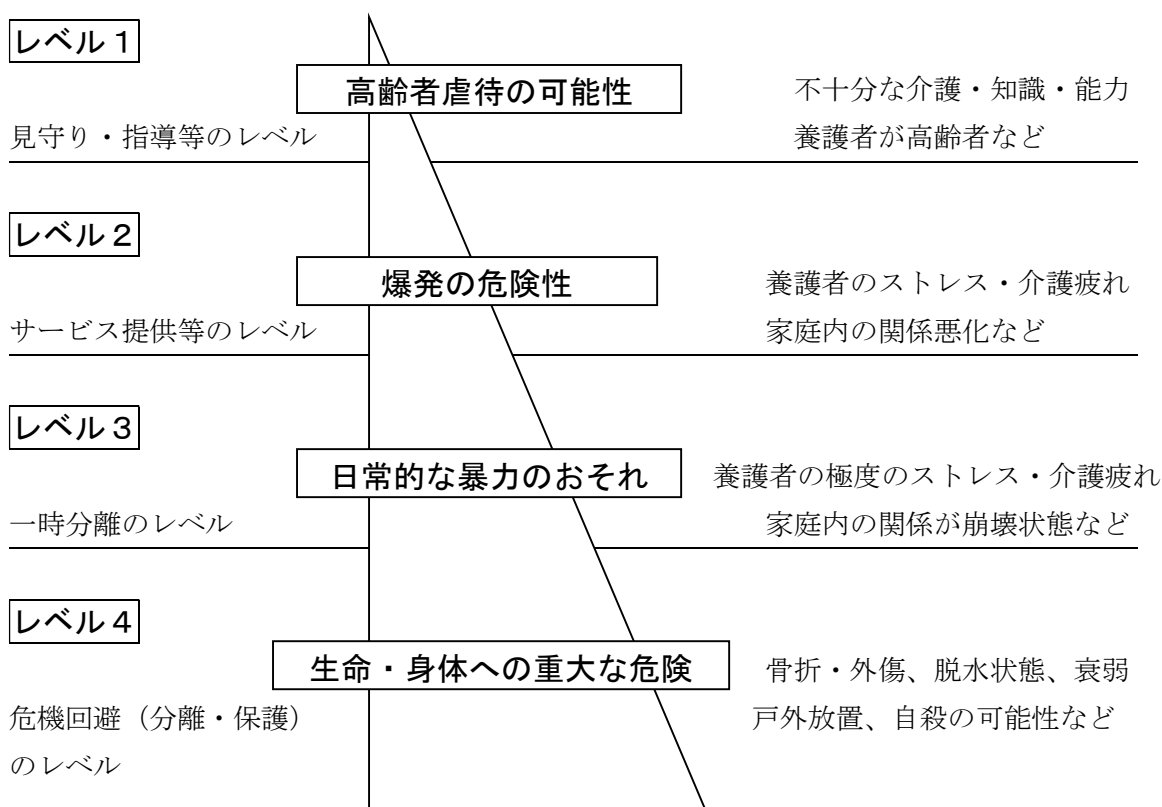
(参考)「東京都高齢者虐待対応マニュアル」(東京都)

2. 5 対応策の検討と決定

家庭訪問等により収集した情報をもとに、介入や支援の必要性・緊急性を判断するほか、虐待を受けた高齢者の保護および養護者に対する適切な支援方法、関係者の役割分担などを検討し決定するため、高齢者虐待対応協力者会議を開催します（法第9条、第16条）。

虐待のレベルや問題の内容に応じて、会議に参加するメンバーや、介入や支援の方法は変わってきますが、会議では、それぞれの機関の専門知識を生かした多面的な支援・対応策を検討し、決定します。

■ 高齢者虐待のレベルと介入のステージ



■ 高齢者虐待対応協力者会議の開催

高齢者虐待対応協力者会議は、地域包括支援センター職員や市職員、民生児童委員、介護支援専門員などにより開催します。問題の内容や性格に応じて適宜、医師や弁護士、警察官等の出席を求め、適切な対応を協議します。

■ 対応策の決定

高齢者虐待対応協力者会議においては、虐待のレベルに応じて支援・対応策

を決定しますが、基本的には、在宅生活が可能な内は介護保険の居宅サービスや福祉サービス等の各種制度を利用しながら見守りを続け、在宅生活が困難な場合には、養護老人ホームや特別養護老人ホーム等への入所措置等を行います。虐待のレベルに応じた支援策は、概ね次のようになると考えられます。

虐待のレベル	支援方法	主な支援方法
レベル1	見守り・指導等	地域包括支援センター職員、保健師等による家庭訪問などで、実態把握や安否確認を行いながら、対象者に対して虐待防止のための見守りや、生活指導等を行います。
レベル2	介護保険サービス提供等	介護保険サービスや福祉サービス等を利用させます。養護者からの虐待等によって介護保険サービスを利用できない高齢者に対しては、市長の措置により利用させることができます。また、高齢者の意思を尊重しながら、家族関係の修復に努めます。
レベル3	一時分離	高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある場合や、一時的に在宅生活が困難な場合には、短期入所等を利用し、高齢者の保護や養護者の負担軽減を図ります。
レベル4	危機回避（分離・保護）	高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、高齢者を迅速に保護する必要があります。短期入所等を利用して一時的に養護者と分離し、保護するとともに、その間にその後の支援・対応方法の検討を行います。 在宅生活が困難な場合には、市長の措置等により養護老人ホームや特別養護老人ホームへ入所させることなどができます。

2. 6 具体的な支援策

養護者による高齢者虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護、または養護者の負担軽減を図るための具体的な支援策は次表のとおりです。

また、市は、必要があると認められる場合には、老人福祉法第10条の第1項

もしくは第11条第1項の規定による措置、または同法第32条の規定により
 審判の請求を行います（法第6条、第9条2項および第14条）。

具体的な支援策		措置および審判の請求
主な介護保険サービス	① 訪問介護	措置（老人福祉法第10条の4第1項）
	② 通所介護	
	③ 短期入所生活介護	
	④ 小規模多機能型居宅介護	
	⑤ 認知症対応型共同生活介護	
	⑥ 特別養護老人ホームへの入所	措置（老人福祉法第11条第1項）
	⑦ 介護老人保健施設への入所	—
	⑧ 介護療養型医療施設への入所	—
	⑨ 特定施設入居者生活介護	—
その他のサービス	① 養護老人ホームへの入所	措置（老人福祉法第11条第1項）
	② 養護受託者への委託	
	③ 短期入所事業 （要介護等認定非該当者対象）	—
	④ 寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業	—
	⑤ 寝たきり高齢者等介護者慰労金支給事業	—
	⑥ 成年後見制度および成年後見制度利用支援事業	審判の請求 （老人福祉法第32条）
	⑦ 日常生活自立援助事業	—
	⑧ 専門相談	—
	⑨ 法律相談等	—

2. 7 成年後見制度と日常生活自立援助事業

成年後見制度は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない本人に代わり、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人の財産管理や福祉サービスの利用契約締結などの身上監護を行い、保護・支援する制度です。

掛川市老人福祉法に基づく措置実施要綱により措置を実施した場合、その後、本人と介護保険事業者との間で利用契約を結び、通常のサービス利用に移行しますが、本人の判断能力が不十分で契約が結べない場合には、成年後見制度を活用し成年後見人等が選任された時点で、本人に代わって利用契約を結び、措

置廃止の手続きを行います。

成年後見制度には、次のようなタイプがあります。

区分		本人の判断能力	援助者	
法定後見	後見	全くない	成年後見人	監督人を選任することがあります。
	保佐	特に不十分	保佐人	
	補助	不十分	補助人	
任意後見		本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って任意後見人が援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

(平成17年5月最高裁判所事務総局「成年後見制度を利用される方のために」より)

■ 成年後見人等（援助者）

成年後見人等は、親族のほか、弁護士、社会福祉士、司法書士、行政書士などから選任され、必要に応じて複数の人や法人が選任されることもあります。

■ 成年後見人等に与えられる法的な権限

ア 同意権・取消権

後見人等の同意無に行った本人の法律行為を取り消し（無効）にする権限です。

イ 代理権

後見人等が本人に代わって法律行為を行う権限です。

■ 手続き方法

申立は、原則本人居住地を管轄する家庭裁判所に対して、本人、配偶者、四親等内親族、市町村長等が行います。

ア 申立に必要なもの

申立書、申立手数料（1件につき800円の収入印紙）、登記印紙、郵便切手、戸籍謄本、住民票、成年後見に関する登記事項証明書、診断書）

イ 審判手続き

① 調査・・・家庭裁判所調査官が事情を調査をします。

② 鑑定・・・後見と保佐について、医師が本人能力を鑑定をします。

③ 審問・・・裁判官が直接事情聴取をします。

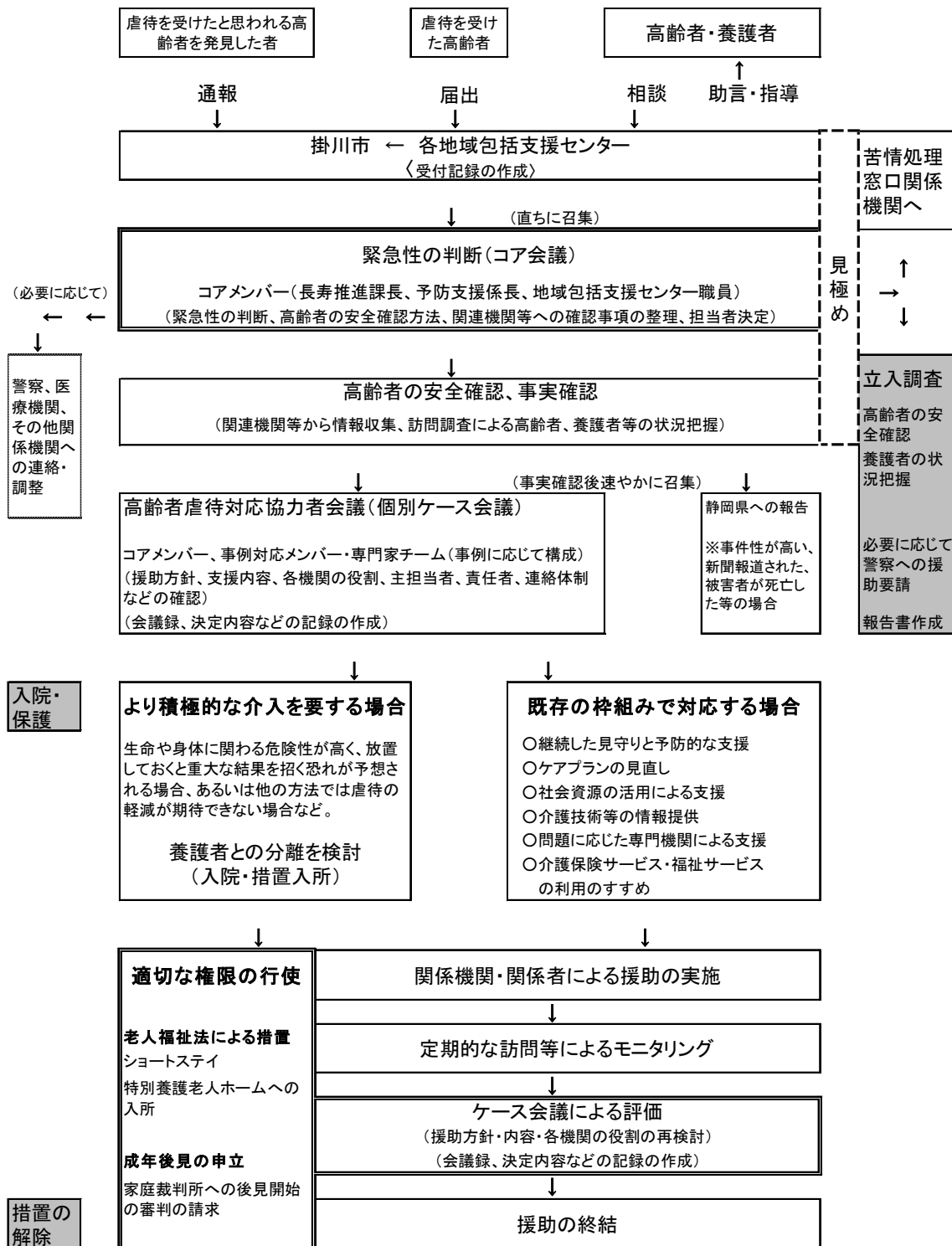
ウ 審判（後見等の開始、成年後見人等の選任）

審判後、成年後見登記が行われます。

■ 市長申立

親族から虐待を受けている、親族と連絡がつかない、二親等内親族がいないことなどが確認され、親族による申し立てが望めない場合は、市長が後見開始の審判申立を行います。

養護者による高齢者虐待への対応手順



日常生活自立援助事業は、判断能力が十分でない人が、地域で自立し安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用援助を中心とした日常的な支援を行い、認知症高齢者や障がい者等の権利を守ることを目的とした事業です。

■ 対象者

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい等のある方で判断能力が十分でない方

■ 支援サービスの内容

① 福祉サービス利用援助

福祉サービスの情報提供、助言や利用する際の手続きや利用料の支払いなど

② 日常金銭管理サービス

年金や手当てなどの受領確認、日常的な生活費の払い戻し、医療費・公共料金等の支払い

③ 書類預かりサービス

預金通帳、年金証書、保険証書、不動産権利証、契約書類、実印、印鑑登録、キャッシュカードなどの預かり

■ 利用手続き

掛川市社会福祉協議会に相談し、契約審査会で契約締結能力の有無や支援の必要性を審査した上で、利用契約を締結します。

■ 費用について

相談は無料ですが、契約締結後の生活支援員による援助については、利用料が必要になります。

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

3. 1 養介護施設従事者等による高齢者虐待とは

養介護施設従事者等による虐待とは、下記の施設や事業に従事している職員から受ける虐待をいいます。養介護施設従事者等による虐待は、利用者との人間関係のストレスや精神的な負担を抱えやすい労働環境などの要因が考えられますが、専門職による虐待は、職業倫理に照らしても決して許されるものではありません。

養介護施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域包括支援センター
養介護事業	老人居宅生活支援事業、居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

3. 2 養介護施設従事者等による虐待を発見した者の義務

養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対しては、市への通報努力義務が規定されており、特に高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、速やかに市に通報しなければならないとの義務が課せられています。これは、発見者が自施設等の従業者であっても同様です。また、養介護施設従事者等による虐待を受けた高齢者は、市に届出ることができます（法第21条）。

相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わるきわめて繊細な性質のものです。養介護施設従事者が通報者である場合には、通報者に関する情報の取り扱いには特に注意が必要であり、事実の確認に当たってはそれが虚偽又は過失によるものでないか留意しつつ、施設・事業者には通報者を明かさずに調査を行うなど、通報者の立場の保護に配慮することが必要です。

高齢者虐待防止法では、

- ① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（この旨は、養介護者による高齢者虐待についても同様。）（法第21条6項）
- ② 養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等

をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないこと（法第21条7項）。

が、規定されています。ただし、これらの規定が適用される「通報」は、虚偽であるもの及び過失によるものを除くとされています。高齢者虐待の事実がないのに故意に虚偽の事実を通報した場合には、法第21条に規定する通報とはみなされませんし、過失によるものは、虐待があったと考えることに合理性が認められない場合と解され、不利益取り扱いの禁止等の適用対象となりません。

なお、平成18年4月1日から公益通報者保護法が施行されています。この法律でも、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ又は生じようとしている旨を、「不正の目的で行われた通報でないこと」、「通報内容が真実であると信じる相当の理由があること」の要件を満たしている場合には、行政機関等へ公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

3. 3 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

通報や届出への対応は、養介護施設の所在地の市町村が行います。高齢者の居所と家族等の住所地が異なり家族等がいる市町村に通報がなされた場合には、速やかに養介護施設所在地の市町村に引き継ぐようにします。施設に入所している高齢者が住民票を移していない場合にも、通報への対応は、施設所在地の市町村が行います。

養介護施設従事者等による虐待に関する通報などの内容は、サービスに対する苦情であったり、虚偽であったり、また、過失による事故の可能性も考えられます。通報を受けた場合には鵜呑みになることなく、迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

市が行う事実確認により、養介護施設従事者等による高齢者虐待が確認された事例に関して、市は厚生労働省令で規定された虐待に関する事項を、県に報告しなければなりません（法第22条）。ただし、施設や事業所が調査に協力が得られない場合には、早期に県へ報告し、県と共同で事実確認を行うことも検討します。また、悪質な事例で県による迅速な権限発動が求められる場合には速やかに県に報告します。

養介護施設において、第三者性を担保したオンブズマン制度や虐待防止委員会などの組織が整備されている場合には、市による事実確認調査とあわせ、これら第三者性を担保した組織が事実確認を行うことにより、その施設の運営改善に向けた取り組みが機能しやすくなると考えられます。

相談・通用等の受理後の対応については、基本的には、養護者による虐待への対応の場合と同様です。

3. 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表

高齢者虐待防止法においては、都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表することと規定されています（法第25条）。

公表の対象となるのは、市町村又は都道府県が事実確認を行った結果、実際に高齢者虐待が行われていたと認められた事例です。公表制度は、各都道府県において、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況を定期的に的確に把握し、虐待防止に向けた取り組みを着実に進めることを目的としています。

3. 5 養介護施設設置者等の義務

養介護施設の設置者または養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等への研修の実施、利用者やその家族からの苦情処理体制の整備、その他、養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための措置を講じなければなりません（法第20条）。

■ 管理職・職員の研修、資質向上

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するためには、ケアの技術や虐待に対する研修によって職員自らが意識を高め、実践につなげることが重要です。定期的に研修を実施するとともに、管理職が中心となってサービス向上に向けた取り組みが期待されます。

■ 苦情処理体制の整備

養介護施設・養介護事業所においては、苦情相談窓口を開設するなど苦情処理のために必要な措置を構じなければならないと運営基準等に規定されており、各施設・事業所での対応が図られています。サービスの質を向上させるため、利用者に継続して相談窓口の周知を図り、苦情処理のための取り組みを効果的なものとしていくことが大切です。

■ 情報公開

養介護施設は、入所している高齢者の住まいであるため、外部からの目が届きにくい面があります。地域の住民やボランティアなど多くの人が施設に関わることは、職員の意識にも影響を及ぼすと考えられます。サービス評価（自己評価、第三者評価など）の導入も積極的に検討し、施設のサービス提供状況を広く公表する姿勢が大切です。

■ 身体拘束の原則禁止

介護保険制度の施行時から、介護保険施設などにおいては、高齢者をベッドや車椅子に縛り付けるなど身体を拘束する行為は、入所者の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除いて、原則禁止とされています。

身体拘束は、医療や介護の現場では援助技術のひとつとして安全を確保する観点からやむを得ないものとして行われてきた経緯がありますが、これらの行為は、高齢者に不安や怒り、屈辱、諦めといった大きな精神的な苦痛を与えるとともに、間接の拘縮や筋力の低下など高齢者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性もあります。また、拘束されている高齢者を見た家族にも混乱や苦痛、後悔を与えている実態があります。

身体拘束は原則としてすべて高齢者虐待に該当する行為と考えられます。ただし、高齢者本人や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など、「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省）において「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待にも該当しないと考えられます。

身体拘束の具体例（「身体拘束ゼロへの手引き」より）

- ① 徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢を紐などで縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐などで縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐などで縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋などをつける。
- ⑥ 車椅子やいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつははずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐などで縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思であけることのできない居室等に隔離する。

3. 6 養介護施設従事者等の義務

養介護施設従事者等は、自らが従事する施設・事業所において、養介護施設従事者等による虐待を受けた高齢者を発見した場合には、市町村に通報しなければなりません（法第21条）。これは、養介護施設等における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るためです。また、積極的にケアの技術や虐待防止の研修を受け、虐待の要因となる事象に早期に気づき、未然に防ぐよう努力しましょう。虐待に気づいたら一人で抱え込まず、同僚や上司と相談することが大切です。

第4章 高齢者虐待を未然に防ぐために

4.1 高齢者虐待の実態

厚生労働省では「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待の対応状況等を把握するため調査を実施しています。この調査は、平成19年度から毎年度行われているもので、全国の市町村や都道府県で行われた、高齢者に対する虐待への対応状況を取りまとめたものです。〈令和元年度調査結果〉

■ 養護者による高齢者虐待

- ・ 令和元年度に相談・通報があった件数は、34,057件であり、前年度より1,826件（5.7%）増加した。
- ・ 相談・通報者は、「介護支援専門員」が27.5%で最も多く、次いで「警察」27.2%、「家族・親族」7.9%であった。
- ・ 調査の結果、虐待を受けた又は受けたと判断された事例は、16,928件であり、前年度より321件（1.9%）減少した。
- ・ 虐待の種別・類型では、「身体的虐待」が67.1%で最も多く、次いで「心理的虐待」39.4%、「介護等放棄」19.6%、「経済的虐待」17.2%、であった（重複あり）。
- ・ 被虐待高齢者は、女性が75.2%、年齢は80～84歳が23.5%、75～79歳が21.4%であった。

要介護認定の状況は認定済みが68.0%であり、要介護認定を受けた者を要介護度別に見ると、要介護1が25.7%、要介護2が21.7%、要介護3以上が37.5%の順であった。

また、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者は、被虐待高齢者全体の72.7%、障がい高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A以上は70.1%であった。

- ・ 虐待者との同居の有無では、「虐待者のみと同居」が50.5%で最も多く、「虐待者及び他家族と同居」35.9%と合わせると、86.4%が虐待者と同居していた。続柄では、「息子」が40.2%で最も多く、次いで「夫」21.3%、「娘」17.8%であった。
- ・ 虐待事例への市町村の対応は、「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離」が27.9%の事例で行われた。分離を行った事例では、「介護保険サービスの利用」が32.6%で最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が18.2%であった。分離していない事例では、「養護者に対する助言指導」が54.0%で最も多く、次いで「ケアプランの見直し」が26.3%であった。

- ・ 権利擁護に関しては、成年後見制度の「利用開始済み」が 966 件、「手続き中」が 632 件であり、うち市町村長申立ては 978 件であった。
- ・ 市町村で把握している令和元年度の虐待等による死亡事例は、「養護者による殺人」6 人、「介護放棄による致死」3 人、「虐待による致死」5 人、「心中」1 人で、合わせて 15 人であった。

■ 養介護施設従事者等による高齢者虐待

- ・ 令和元年度に相談・通報のあった件数は、2,267 件であり、前年度より 80 件（3.7%）増加した。
- ・ 相談・通報者は、「当該施設職員」23.8%で最も多く、次いで「家族・親族」が 18.9%であった。
- ・ 市町村又は都道府県が事実確認調査を行い、虐待の事実が認められた事例は、644 件であり、前年度より 23 件（3.7%）増加した。
- ・ 虐待の事実が認められた事例における施設種別は、「特別養護老人ホーム」29.5%、「有料老人ホーム」27.6%、「認知症対応型共同生活介護」14.8%、「介護老人保健施設」11.2%の順であった。
- ・ 虐待の種別・類型では、「身体的虐待」が最も多く 60.1%、次いで「心理的虐待」29.2%、「介護等放棄」20.0%であった（重複あり）。
- ・ 被虐待高齢者は、女性が 69.9%を占め、年齢は 85～89 歳が 23.5%であった。要介護度は 3 以上が 75.8%を占めた。
- ・ 虐待者は、50～59 歳が 15.6%、30～39 歳が 15.0%、30 歳未満が 14.9%、40～49 歳が 13.7%、職種は「介護職員」が 79.5%である。
- ・ 虐待事例への市町村等の対応は、施設等への指導、改善計画の提出のほか、法の規定に基づく改善勧告、指定効力の停止等の対応が取られた。

高齢者虐待は、表面上の行為のみにとらわれず、その背景にある様々な要因を探り、状況を正確に把握することが大切です。

4. 2 高齢者虐待の発生要因

全国調査では、虐待の発生要因として影響があったと思われることとして、「虐待者の介護疲れ」「虐待者の性格や人格」、「高齢者本人と虐待者の人間関係」「高齢者本人の認知症による言動の混乱」「経済的困窮」「経済的利害関係」などがあげられました。これらの要因が複雑に絡み合っただ虐待が発生していると考えられます。いくつかの要因について整理してみます。

■ 要介護状態と介護負担

全国調査では、虐待者は介護の主たる担い手であることが多いこと、また、介護の協力者がいない場合に虐待が多いという結果が出ています。協力者が得られない状況で介護が限られた人に集中したり、介護が長期間にわたる場合などは、介護者は心身が疲弊し、強い負担感を感じるようになります。また、介護に対する正しい理解や介護技術がないために十分な介護が行えずに虐待につながったり、介護保険サービスの利用に抵抗感を感じて介護の負担をより重くしてしまう場合もあります。

■ 認知症に関する理解不足

認知症に対する理解が十分でないため、高齢者の性格の変化や、言動の混乱を家族が理解できず「介護者の言うことをきかない」とか、「高齢者が反抗している」、「感謝の気持ちがない」として、虐待につながる場合があります。

■ 親と子の依存関係

個人的な要因で社会的に適応できず、日常生活や金銭的に高齢者（親）に依存して生活してきた子らが、高齢者（親）が要介護状態になることで、これまでのような生活ができず、虐待に結びつくことがあります。

こうした事例では、高齢者の側も虐待されている状態に「NO」と言えなかったり、心理的に子離れができず、家族介護を期待するという場合も見られます。そのことが依存状態を解消できない要因となっていることがあります。

■ 高齢者及び虐待者の性格等

全国調査では、高齢者及び虐待者の性格や人格の問題が虐待の発生要因となっていると考えられている事例が多数見られます。高齢者や虐待者の性格や人格の問題で親族や地域から孤立し、虐待につながる場合もあります。

■ 過去からの人間関係・暴力を容認する環境

過去から高齢者と虐待者との関係が悪い場合には、要介護状態によって従来の力関係が変化し、虐待につながる場合があります。また、家庭の中で日常的に暴力が振るわれていたり、暴力を受けて育った場合には、子が介護する立場になったときに、高齢者（親）に対して安易に暴力を振るいがちになることがあります。

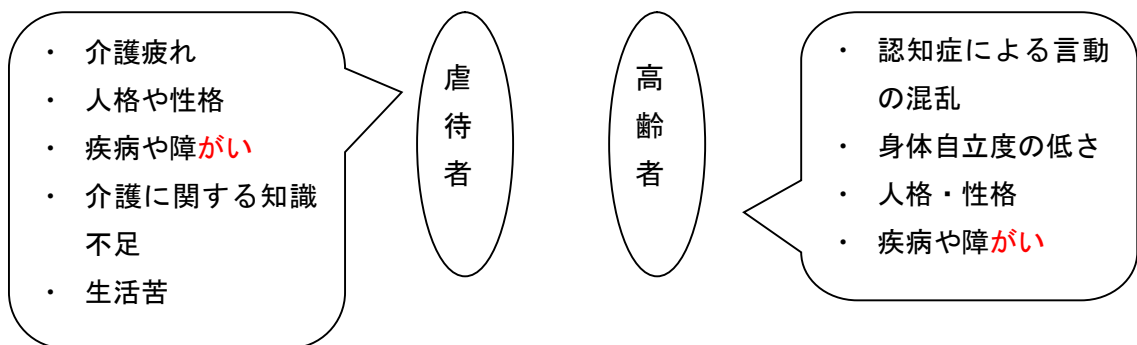
■ 経済問題

無職・失業等による生活困窮や、通院・介護サービス等による費用負担など経済的な理由から介護サービスの導入に消極的になり、介護負担の増大となって虐待が生じる場合があります。

以上のような要因をおさえることにより、虐待の解決に向けた支援の方針が明らかになるとともに、虐待予防や早期発見の糸口がつかめます。ただし、虐待の要因を突き止めても、すぐには解決に結びつかないことも多く、粘り強い関与が必要です。

<人間関係の要因>

折り合いの悪さ
精神的依存
経済的依存



老老介護・単身介護の増加

ニーズに合わないケアマネジメント

<社会環境などの要因>

家族や周囲の人の
介護に対する無関心

希薄な近隣関係
社会からの孤立



4. 3 高齢者虐待のサインと発見の手がかり

全国調査によれば、虐待の可能性に最初に気づいたきっかけとして、「高齢者の言動」「虐待をしている人の言動」「高齢者の身体状況」「高齢者の表情や精神状況」「高齢者の居宅内の状況」などが、上位を占めています。虐待のサインが必ず虐待の事実と結びつくとは限りませんが、虐待発見の手がかりとなります。虐待を予防するという観点から、早期に虐待の危険サインに気づき、本人や家族の様子を観察することが大切です。

■ 高齢者への虐待発見チェックリスト

身体的虐待のサイン

	身体に小さな傷が頻繁に見られる。
	太ももの内側や上腕部の内側、背中等に傷やみみずばれが見られる。
	回復状態が様々な段階の傷、あざ等がある。
	頭、顔、頭皮等に傷がある。
	臀部や手のひら、背中などに火傷や火傷跡がある。
	急におびえたり、恐ろしがったりする。
	「怖いから家に居たくない」等の訴えがある。
	傷やあざの説明のつじつまが合わない。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	主治医や保健、福祉の担当者に放つ内容が変化し、つじつまが合わない。

心理的虐待のサイン

	かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
	身体を萎縮させる。
	おびえる、わめく、泣く、叫ぶ等の症状がみられる。
	食欲の変化が激しく、摂食障がい（過食、拒食）がみられる。
	自傷行為がみられる。
	無力感、あきらめ、なげやりな様子になる。
	体重が不自然に増えたり、減ったりする。

性的虐待のサイン

	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
	肛門や性器からの出血や傷がみられる。

	生殖器の痛み、かゆみを訴える。
	急に怯えたり、恐ろしがったりする。
	人目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	睡眠障がいがある。
	通常的生活行動に不自然な変化がみられる。

経済的虐待のサイン

	年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。
	自由に使えるお金がないと訴える。
	経済的に困っていないのに利用負担のあるサービスを利用したがない。
	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。

ネグレクト（介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢）のサイン

	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
	部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
	寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
	汚れたままの下着を身につけるようになる。
	かなりのじょくそう（褥創）ができていく。
	身体からかなりの異臭がするようになってきている。
	適度な食事を準備されていない。
	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
	栄養失調の状態にある。
	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

セルフネグレクト（自己放任）のサイン ※注（P.26）

	昼間でも雨戸が閉まっている。
	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃などの支払いを滞納している。
	配食サービス等の食事がとられていない。
	薬や届けたものが放置されている。
	ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。

	何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度がみられる。
	室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫がわいている状態である。

養護者の態度にみられるサイン

	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
	高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
	経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。
	保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。

地域からのサイン

	自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる。
	庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している。
	郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターが回っていない。
	気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。
	家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。
	近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。
	高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる。

(参考)「東京都高齢者虐待対応マニュアル」(東京都)より

これらはいくまでも例示ですので、このほかにも様々な「サイン」があることを認識しておいてください。

※注 セルフネグレクト(自己放任)は、高齢者虐待防止法の定義では虐待と規定されていませんが、掛川市ではそのような場合も虐待と捉えて支援を行います。

4. 4 高齢者虐待防止に向けた基本的な視点

高齢者虐待防止の基本的な視点を、以下に整理してみます。

■ 高齢者の保護を優先する

高齢者虐待防止では、高齢者の生命と尊厳を守ることが最優先事項です。虐待行為が意図的かどうかを問わず、高齢者の人権が侵害されている場合は虐待として係わります。

■ 高齢者と家族を支援する

虐待が生じている場合には、虐待者を加害者ととらえてしまいがちですが、虐待者こそ支援を必要としている場合が多く見られます。自分の価値観や正義感から虐待を正すのではなく、虐待の要因がどこにあり、その家族が抱えている問題が何であるかを考えて、高齢者と虐待者の両方を支援することが重要です。介護の協力者や相談相手がない中で「孤独な介護」を行っている虐待者には、高齢者の状況改善のための支援とともに、介護する家族を支援するという姿勢で臨むことが重要です。

■ 一人で抱え込まない

「一人で抱え込まない」は、介護する家族だけではなく、支援者にも共通する課題です。虐待という事象に対応すること自体が支援者には大きなストレスであり、対処の際の判断には大きな責任を負います。高齢者虐待の支援には、関係機関が連携・協力し、長期間にわたって負担の大きい対応する支援者を、チームで支えることが重要です。

■ 虐待という言葉をややこしく使わない

虐待の通報を必要以上に騒ぎ立て、ややこしく「虐待」という言葉を使うことでかえって事態を悪化させることがないように、冷静に対応します。「虐待」という言葉は、それだけで関係者を過敏にさせますし、言葉が独り歩きする危険性もはらんでいます。

■ 粘り強く支援する

過去からの人間関係や金銭のトラブルが絡み、家庭の根深い問題がある場合には、解決に時間を要することも少なくありません。長期間のこじれた家族関係は、たやすく修復できるものではありません。かといって、支援者が「仕方ない」とか、「どうしようもない」とあきらめては、良い方向に進展させることはできません。「すぐには変わらない」ことを理解しつつ、粘り強く、継続的な支援を続けることが大切です。

■ 早期発見・早期対応

高齢者虐待は未然防止が第一ですが、仮に虐待という行為に至っても、深刻化する前に発見し、早期に支援を開始することが大切です。深刻になればなるほど高齢者の心身の傷は深くなり、家族関係の修復も難しくなります。

4. 5 虐待のない地域づくり

■ 住民啓発

高齢者虐待はその存在や内容がまだまだ一般的に認識されていないので、まず高齢者虐待を正しく理解するための啓発が必要です。実際に高齢者介護を行っている家族に対しては、虐待に至らないように介護サービスに利用などを勧めることが大事です。啓発を行う際には次の事項を参考に内容を検討します。

- ① 高齢者虐待は、どの過程にでも起こる可能性がある。
- ② 暴力行為だけでなく、介護の放棄や経済的侵害も、高齢者の人権を脅かす虐待である。
- ③ 虐待は介護負担がきっかけとなって生じることが多い。
- ④ 介護サービス等を上手に利用し介護を抱え込まない。
- ⑤ 認知症は疾病であり恥ずかしいことではない。治療や適切な介護により認知症の症状改善ができる。
- ⑥ 家庭内の問題や介護方法について相談機関を利用する。
- ⑦ 相談機関の所在地、連絡先を周知する。

■ 地域の見守り

高齢者は高齢化による日常生活動作の低下等から活動範囲が限られ、生活意欲の低下や喪失体験が重なることで、ともすれば社会とのつながりが薄くなり、家に閉じこもりがちになります。高齢者を介護している家族、特に主たる介護者は介護や家事に時間をとられ、やはり社会とのつながりが薄くなる傾向があります。このような近隣住民や友人・親族関係からの孤立が、家庭内での高齢者虐待を生じさせ易いといわれています。孤立しがちな高齢者や家族に対して、近隣の人が節度のある関心を保ちながら見守りを続けることが、虐待防止につながります。高齢者への声掛けをしたり、介護者へのさりげないねぎらいは、地域でともに暮らす住民にしかできないことです。

■ 住民・地域福祉関係者との連携

高齢者虐待の解決、支援においては近隣住民及び民生委員等地域福祉関係者の協力が不可欠です。近隣住民だからわかる状況の変化に対して、関係機関が適切かつ迅速に対応できる体制を作ることで対処の幅が広がります。虐待を受けている高齢者にとっては、近所に支援者がいれば万一のときに助けを求めやすいということも考えられます。

近隣住民と連携して、高齢者の見守りや家族の支援を行う際に留意することは、近隣住民の役割は地域で住民が果たせる内容とし、近隣住民に負担をかけすぎないようにすることです。また、協力してくれる近隣住民には関係機関が連絡とり、十分なバックアップを行います。

4. 6 認知症を理解する

令和元年度「高齢者虐待防止法、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果によると、虐待を受けている高齢者の約7割が要介護認定者であり、その内約7割が、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上で、何らかの認知機能の低下の症状が現れていることがわかりました。また、認知症の程度が進むほど虐待の程度（深刻度）が高くなることがわかりました。

平成24年、全国で認知症の方の数は462万人。令和7年には約700万人と高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれており、認知症の高齢者に対する虐待が増加することが考えられます。

認知症の高齢者に対する虐待を防止するためには、認知症の原因疾患やその症状、認知症の高齢者の心身の状況とともに、介護を担う擁護者のおかれる状況を理解し、虐待要因の解消に向けた取り組みをする必要があります。

■認知症の原因

認知症とは色々な原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために、様々な症状が起こり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）を指します。

認知症の主な原因疾患は、アルツハイマー型認知症と呼ばれる疾患で全体の約50%を占めています。次に多いのが脳血管性認知症、レビー小体型認知症が多いといわれています。

■認知症の症状

認知症の症状は、中核症状と、周辺症状（行動・心理）症状に分けられます。

中核症状は、脳の働きが低下することで直接起こる症状で、治すことが難しいと言われていています。例えば、「覚えられない」「忘れてしまう」「時間や月日、場所、人がわからなくなる」「計画を立てられない」などです。

周辺症状（BPSD）は、心の状態や性格、環境によって表れる症状です。例えば、「元気がなくなる」「物を盗られたと思いこむ」「道に迷って家に帰れない」などです。

■早期診断、早期治療の重要性

認知症は原因疾患によっては、進行を遅らせる治療薬も普及しております。また、早期に専門相談機関や医療機関に相談、受診することで認知症当事者がその能力を最大限活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができると同時に治療方針などの決定によって、介護者等の意思決定の負担軽減になります。

■介護者等の支援

認知症の高齢者を支援するために大切なことは、本人への支援と同時にその介護者等への支援を考えることです。介護者等の抱える心情や気持ちの変化を理解しながら、認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チーム、家族介護支援事業や介護サービス事業所等における家族教室等を利用し、認知症当事者だけでなく、介護者等が地域で安心して暮らせる体制整備が認知症高齢者の虐待防止につながっていきます。

関係法令

1. 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
2. 老人福祉法
3. 介護保険法
4. 警察官職務執行法
5. 刑事訴訟法
6. 公益通報者保護法
7. 個人情報保護に関する法律
8. 掛川市老人福祉法に基づく措置実施要綱

高齢者虐待に関する相談窓口一覧

総合相談窓口

掛川市役所 長寿推進課 予防支援係

掛川市長谷一丁目1-1 ☎ 21-1142

(業務時間：8:30～17:15 土・日・祝祭日休み)

*業務時間外の連絡先：掛川市役所 ☎ 21-1111 (代表)

掛川市中部地域包括支援センター (中部ふくしあ内)

掛川市杉谷南一丁目1-30 ☎ 21-1338

(業務時間：8:30～17:15 土・日・祝日休み)

掛川市西部地域包括支援センター (西部ふくしあ内)

掛川市下垂木1270-2 ☎ 23-8669

(業務時間：8:30～17:15 土・日・祝日休み)

掛川市東部地域包括支援センター (東部ふくしあ内)

掛川市藪ヶ谷881-1 ☎ 61-5050

(業務時間：8:30～17:15 土・日・祝日休み)

掛川市南部大東地域包括支援センター (大東支所 南部大東ふくしあ内)

掛川市三俣620 ☎ 72-6640

(業務時間：8:30～17:15 土・日・祝日休み)

掛川市南部大須賀地域包括支援センター (大須賀支所 南部大須賀ふくしあ内)

掛川市西大淵100 ☎ 48-5370

(業務時間：8:30～17:15 土・日・祝日休み)

地域の身近な相談窓口

地域の民生委員、人権擁護委員、掛川警察交番及び駐在所など

※ 相談に関しては、個人情報保護として相談者の同意を得ないで第三者に内容などが漏れることはありません。安心してご相談ください。

被虐待高齢者の安全確保に緊急性や事件性があるとき

掛川警察署

場 所： 掛川警察署生活安全課 (掛川市宮脇一丁目1-1)

電話番号： 22-0110

※ 緊急性が高い場合は、110番通報をしてください。

悪徳商法の被害相談・被害防止の啓発

掛川市役所 産業労働政策課 産業活性化推進室 商業振興係

消費生活センター（掛川市役所産業労働政策課内） ☎ 21-1149

掛川市長谷一丁目1-1